

東大阪市教育委員会令和3年9月定例会

1 日 時 令和3年9月27日(月)
開会 午後2時00分
閉会 午後2時26分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

| | |
|----------|---------|
| 教育長 | 土 屋 宝 土 |
| 教育長職務代理者 | 堤 晶 子 |
| 委 員 | 山 中 雅 仁 |
| 委 員 | 秦 卓 宏 |

(出席説明員)

| | |
|---------|---------|
| 教育次長 | 北 林 康 男 |
| 教育次長 | 諸 角 裕 久 |
| 学校教育部長 | 岩 本 秀 彦 |
| 学校教育部参事 | 森 田 好 一 |
| 社会教育部長 | 望 月 督 司 |
| 教育政策室長 | 永 吉 勝 則 |
| 施設整備室長 | 清 水 浩 明 |
| 学校教育部次長 | 杉 本 篤 史 |
| 学校教育部次長 | 出 口 源 一 |
| 社会教育部次長 | 中 西 正 人 |
| 社会教育部次長 | 山 口 昌 宏 |

4 議 事

【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和3年9月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は秦委員にお願いいたします。なお、村上委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告いたします。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第48号 令和4年度大阪府新学力テストへの参加の件」から日程第6「報告第7号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。それでは、議案の説明をお願いします。

【北林教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第48号 令和4年度大阪府新学力テストへの参加の件」につきましては、令和4年度に実施される大阪府新学力テストについて、その参加について決定するものでございます。なお、対象学年及び科目につきましては、小学校及び義務教育学校前期課程の第5学年においては国語、算数、理科及び教科横断的な問題、第6学年においては教科横断的な問題となっております。また、学習状況等に関するアンケートもあわせて実施されるものでございます。

続きまして、日程第2「議案第49号 大阪府新学力テストの結果公表の取扱いの件」につきましては、令和3年度以降の大阪府新学力テストの結果公表の内容として、「教科の結果と分析」、「児童アンケートの結果と分析」について公表するものとし、公表方法については、「東大阪市教育委員会事務局学校教育推進室ホームページによる公開」と「東大阪市役所総合庁舎1階市政情報コーナーにおける紙文書による公開」とするものでございます。また、「大阪府新学力テストの実施要領において、市町村教育委員会は、自らが設置管理する学校について、それぞれの判断において、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことも可能となっているが、公表をする場合には、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること」とされていることから、調査結果の取扱いに関する配慮事項といたしまして、本市としては、児童等への影響を十分配慮し、

各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表は行わず、本市の平均正答率の公開を含むこれまでの全国学力・学習状況調査の公表の内容及び方法に準じた取扱いとすることを決定するものでございます。

続きまして、日程第3「議案第50号 東大阪市教育委員会等が行う聴聞等の手続に関する規則等の一部を改正する規則制定の件」につきましては、市の例規等の総点検に伴い、規則において様式を規定することが必要不可欠ではないことから、将来的な電子申請等へ柔軟に対応することも見据え、様式の削除を行うものであり、7規則について一括で改正を行うものでございます。

対象となる規則につきましては、「東大阪市教育委員会等が行う聴聞等の手続に関する規則」、「東大阪市教育委員会公印規則」、「東大阪市立学校に勤務する教育職員の定年等に関する条例施行規則」、「東大阪市立学校施設使用条例施行規則」、「東大阪市立社会教育センター条例施行規則」、「東大阪市立図書館条例施行規則」及び「東大阪市立地域生涯学習ルーム条例施行規則」でございます。なお、ご決定いただきましたら、要綱において改めて様式を規定することとなります。

続きまして、日程第4「議案第51号 令和3年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」につきましては、市立学校の生徒若しくは児童で、スポーツ活動において特に優秀な成績をあげたものや文化活動において特に優秀な成績をあげたものに対し、学校長または社会教育部長からの推薦に基づき教育委員会表彰被表彰者として決定するものでございます。

続きまして、日程第5「議案第52号 東大阪市いじめ問題連絡協議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市いじめ問題連絡協議会委員について、新たに委員12名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては、令和3年10月1日から令和5年9月30日まででございます。

続きまして、日程第6「報告第7号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇(いとま)がございましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第18号「令和3年第3回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和3年第3回定例会提出議案につきまして、令和3年8月30日付でこれを了承したものの報告でございます。

なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、まず、資料1ページからの「認定第1号 令和2年度東大阪市一般会計決算認定の件」及び「認定第3号 令和2年度東大阪市奨学事業特別会計決算認定の件」の2案件につきましては、令和2年度の決算をそれぞれ議会に付すものでございます。

続きまして、資料67ページからの「報告第14号 市長の専決処分報告の件」につきましては、訴えの提起に関する専決処分事項について報告するものでございます。

続きまして、資料69ページからの「東大阪市介護保険条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、市の例規等の総点検に伴い、6条例を一括で改正するものでございます。このうち教育委員会に係る条例は、資料70ページからの「高等学校における費用の徴収に関する条例」、「東大阪市立青少年センター条例」及び「東大阪市立青少年運動広場条例」でございます。

本3条例の改正内容につきましては、いずれもこれまで規則において定めておりました規定をより明確化するため、条例上に改めて規定をするものでございます。

なお、関係規則である「高等学校における費用の徴収に関する条例施行規則」、「東大阪市立青少年センター条例施行規則」及び「東大阪市立青少年運動広場条例施行規則」については、当該条例が市議会において可決された場合、条例と同じ日に施行する必要があるため、速やかに臨時代理処理をさせていただき、来月の定例会において報告をさせていただくものでございます。

続きまして、資料77ページからの「東大阪市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、日額報酬の支給日に関する規定の整備や附属機関の委員報酬に関する規定について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料83ページからの「東大阪市旅費支給条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、赴任のための旅行に関する規定や旅行命令の取消しに係る規定に

ついて、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料 9 4 ページからの「令和 3 年度東大阪市一般会計補正予算（第 5 回）」につきましては、新型コロナウイルス感染症検査拡充経費として学校園で使用する PCR 検査キット 3 万セットの購入費 1 億 2 千万円を増額するものでございます。なお、当議案については、先議案件として令和 3 年 9 月 6 日の文教委員会において先に審議をされ、既に議決されたものでございます。

続きまして、資料 9 9 ページからの「令和 3 年度東大阪市一般会計補正予算（第 6 回）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 億 8, 9 2 9 万 9 千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2, 1 2 3 億 3, 9 9 1 万 4 千円とするものでございます。

なお、このうち教育費にかかる補正予算につきましては、日新高等学校屋内運動場改修工事費に係る設計委託料として 6 8 0 万円、留守家庭児童育成クラブの教室改修工事費として 1 千万円をそれぞれ増額するとともに、東大阪市学校給食会運営補助金に係る清算金 2 2 万 4 千円ならびに、市民多目的センター管理業務委託料に係る清算金 4 6 万 7 千円をそれぞれ減額するもので、これにより補正後の教育費は 1 6 0 億 6, 4 3 8 万 4 千円となります。

続きまして、資料 1 1 4 ページからの「議案第 8 2 号 財産取得の件」につきましては、これまで国より賃借しておりました市立新喜多中学校の用地を取得するにあたり、財産取得の議決を求めるものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

【土屋教育長】

それでは、ただいまの日程第 1 「議案第 4 8 号」から日程第 6 「報告第 7 号」までの案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

【堤教育長職務代理者】

高等学校における費用の徴収に関する条例の改正について、今の時期に改正をする理由と何をどのように改正をしたのか説明をしてもらえますか。

【杉本学校教育部次長】

高等学校における費用の徴収に関する条例の変更につきましては、市の法務文書課が行った例規等の総点検の結果に基づき、今まで規則で定めていた他校からの転入者の授業料の月割額や納期限の規定について、条例で定める改正を行うものでございます。

【土屋教育長】

具体的に言うと、生徒が支払うべき授業料のあり方については、この改正をもって変更はないということで良いか。

【杉本学校教育部次長】

はい。転入者の月割額や納期限の規定について、今まで規則で定められていた規定を、新たに条例に規定するもので、内容についての変更はございません。

【秦委員】

規則を条例に改正する目的について教えていただけますか。

【土屋教育長】

今回、規則から条例に規定をしなおすようにという法務文書課の指導があったというところですが、1つは市民からお金をいただく、一番典型的なのは税金だと思いますが、金銭的な負担を求める内容のルールというのは条例である必要があるというのは地方自治法という法律で決まっています。具体的に何故、条例でないといけないかという条例は議会の議決が必要ですので、選挙によって当選された議員で構成される議会の議決をえて費

用の徴収に関する事、例えば金額でありますとか納期限はいつであるとか基本的な事は条例で決めなさいという一般的な考え方がある中で、授業料というような一番根本的な事は条例で決まっていたんですが、月割というような技術的な部分については、規則で条例の委任を受けて、条例から規則で定めても良いですよという規定を置いた上で規則で定めていたのですが、月割等は徴収に関する事なので本来の考え方に従って条例で規定し直した方が良いでしょうという指導があったものと思います。

もう1つ今回、例規の総点検を行っているのは、例規そのものの総点検も含めて、仕事の在り方を市全体で見直そうという市長の考えがあり、今まで運用に問題のない例規も含めて改めて見直しをしていきたいと思いますという中で、順次例規の見直しをしており、説明のございましたように従来の運用を変えるわけではないけれども規定の置き場所、書きぶりなどそういうようなものを整理しましょうということです。

【堤教育長職務代理者】

高等学校における費用の徴収に関する条例の改正で金銭的な変更が必要となるのは授業料等に関する部分だけですか。

【杉本学校教育部長】

はい。

【土屋教育長】

他にございませんでしょうか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

それでは、日程第1「議案第48号」から日程第6「報告第7号」までの案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第48号 令和4年度大阪府新学力テストへの参加の件」から日程第6「報告第7号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決及び承認することと決しました。

【土屋教育長】

次に、口頭報告をお願いします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・後援名義

| | |
|----------|----|
| 教育政策室 | 4件 |
| 学校教育推進室 | 8件 |
| 高等学校課 | 1件 |
| 青少年教育課 | 1件 |
| 社会教育センター | 1件 |

【土屋教育長】

口頭報告について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

口頭報告につきましては、ただいまの報告のとおりとさせていただきます。

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局より】

次回の教育委員会議につきましては、令和3年10月18日(月曜日)午後2時より開
会する予定にしております。

【土屋教育長】

それでは、これをもちまして閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大
変ご苦労様でした。

会議録署名委員

| | |
|--------------|-------|
| 東大阪市教育委員会教育長 | 土屋 宝土 |
| 東大阪市教育委員会委員 | 秦 卓宏 |